

平成30年度

水質検査計画

水質検査計画の内容

1. 水質検査計画に関する基本方針
2. 水道事業の概要
3. 原水の状況並びに水質管理上の注意点
4. 水質検査項目、検査地点、検査頻度
5. 臨時の水質検査に関する事項
6. 水質検査の方法
7. 水質検査計画及び検査結果の公表
8. 関係者との連携について

うきは市住環境建設課

1.水質検査計画に関する基本方針

うきは市住環境建設課では、簡易水道事業に加入していただいている世帯（西屋形・千代久・冠・八竜）の皆さまに「安全で安心な」水道水を供給するため、水源の水質を常に把握し、その状況に応じた適切な浄水処理を行なわなければなりません。

また、うきは市内の住宅における専用水道事業についても同様です。

うきは市住環境建設課では、水道法で義務付けられている水質検査基準項目について、検査を実施します。

水道水の検査頻度は、検査する項目のこれまでの検出状況などを考慮して定めます。

2.水道事業の概要

うきは市の水道事業は、簡易水道と専用水道事業を行っています。

簡易水道事業では、富永簡易水道事業と鷹取簡易水道事業の2事業を行っており、両簡易水道については別々の地下水を水源としております。

また、専用水道事業については、市営西隈上団地、市営一の瀬団地、県営一の瀬団地、市営高見団地、県営蓮町団地、市営西福益団地、市営新治団地、に上水を供給しておりますが、それぞれ同敷地内の地下水を水源としています。

(1) 簡易水道事業

平成29年度給水状況

| | |
|------|-----------------------------|
| 給水区域 | うきは市吉井町富永及び鷹取の一部 |
| 給水人口 | 629 人 |
| 給水戸数 | 239 戸（事業所 4、県立浮羽究真館高校を含まない） |

* 富永簡易水道では、県立浮羽究真館高校にも給水を行っています。

○富永浄水場系統（自己水源）

富永浄水場系統は、千代久地区に井戸をさく井しており、それを水源とし同一敷地にある富永浄水場へ揚水しています。富永浄水場では、除マンガン除去及び塩素での消毒処理を行い、場内の配水池に貯水し、加圧ポンプにて富永地区へ給水しています。

| | |
|----------------------------|--|
| | 富永浄水場 |
| 事業主体 | うきは市 |
| 所在地 | うきは市吉井町富永 1997 番地 4 |
| 原水種別 | 地下水 |
| 処理方法 | 除マンガ ン 塩素処理（次亜塩素酸ソーダ） |
| 配水池容量（ m^3 ） | 175（100 m^3 . 75 m^3 ） |
| 給水能力（ m^3 / 日） | 300 |
| 一日最大給水量（ m^3 / 日） | 227 |
| 一日平均給水量（ m^3 / 日） | 166 |

○鷹取浄水場系統（自己水源）

鷹取浄水場系統は、鷹取地区に井戸をさく井しており、その水源から鷹取浄水場まで揚水しています。鷹取浄水場では、急速ろ過装置でのろ過及び塩素での消毒処理を行い、鷹取配水池に貯水し、自然流下にて鷹取地区へ給水しています。

| | |
|----------------------------|------------------------|
| | 鷹取浄水場 |
| 事業主体 | うきは市 |
| 所在地 | うきは市吉井町鷹取 |
| 原水種別 | 地下水 |
| 処理方法 | 急速ろ過 塩素処理（次亜塩素酸ソーダ） |
| 配水池容量（ m^3 ） | 120 |
| 給水能力（ m^3 / 日） | 120 |
| 一日最大給水量（ m^3 / 日） | 111 |
| 一日平均給水量（ m^3 / 日） | 89 |

(2) 専用水道事業

平成29年度給水状況

| 団地名 | 給水戸数 | 給水人口 |
|---------|------|------|
| 市営西隈上団地 | 72戸 | 120人 |
| 市営一の瀬団地 | 48戸 | 91人 |
| 県営一の瀬団地 | 48戸 | 105人 |
| 市営高見団地 | 37戸 | 76人 |
| 県営蓮町団地 | 92戸 | 189人 |
| 市営西福益団地 | 48戸 | 124人 |
| 市営新治団地 | 54戸 | 115人 |

3. 原水の状況並びに水質管理上の注意点

(1) 原水の状況

うきは市の富永簡易水道の原水は、うきは市吉井町富永の千代久地区にて井戸をさく井し、それを原水としています。富永簡易水道事業は昭和35年（創設）給水開始しており、水の供給を行っていましたが、その後昭和59年度に近年の生活水準の向上により使用水量が増加したため、水の供給の安定をはかるため井戸を掘り直しております。

一方、鷹取簡易水道の原水は、うきは市吉井町鷹取の八竜地区にて井戸をさく井し、それを原水としています。

また、専用水道の原水も、住宅の敷地内の井戸をさく井し、それを原水としています。

(2) 水質管理上の注意点

うきは市の簡易水道と専用水道では地下水を原水としており、水道事業を行っていない他の地区についても地下水での生活を昔からしておるほど良質な水質を保っております。しかし、水源の周辺地域には住宅地や田、畑があり生活雑排水や農薬が、地下水に影響を及ぼす可能性があります。また、夏場には水温が高くなるため残留塩素濃度の低下など衛生上の管理にも注意が必要です。

4.水質検査項目、検査地点、検査頻度

うきは市では、水道法に定められている「毎日検査項目」と「水質基準項目」を行っております。

(1) 水質検査項目

a) 毎日検査

色、濁り、臭い、残留塩素について検査を行います。

b) 水質基準項目

別紙のとおりとします。

(2) 検査地点

うきは市では、次の箇所にて毎日検査及び水質基準項目の検査を実施します。

a) 毎日検査地点（色、濁り、臭い、残留塩素）

| NO | 区分 | 検査地点 |
|----|------|------------------|
| 1 | 簡易水道 | うきは市吉井町富永地内（個人宅） |
| 2 | 簡易水道 | うきは市吉井町鷹取地内（個人宅） |
| 3 | 専用水道 | 市営西隈上団地（ポンプ室） |
| 4 | 専用水道 | 市営、県営一の瀬団地（ポンプ室） |
| 5 | 専用水道 | 市営高見団地（ポンプ室） |
| 6 | 専用水道 | 県営蓮町団地（個人宅） |
| 7 | 専用水道 | 市営西福益団地（個人宅） |
| 8 | 専用水道 | 市営新治団地（個人宅） |

b) 水質基準項目検査地点

| NO | 区分 | 採水場所 | 住所 |
|----|------|------------|----------------------|
| 1 | 簡易水道 | 富永浄水場 | うきは市吉井町富永 1997 番地 4 |
| 2 | 簡易水道 | 鷹取浄水場 | うきは市吉井町鷹取 1451 番地 17 |
| 3 | 専用水道 | 市営西隈上団地 | うきは市浮羽町朝田 261 番地 1 |
| 4 | 専用水道 | 市営、県営一の瀬団地 | うきは市浮羽町朝田 1257 番地 1 |
| 5 | 専用水道 | 市営高見団地 | うきは市浮羽町高見 93 番地 |
| 6 | 専用水道 | 県営蓮町団地 | うきは市吉井町福益 81 番地 |

| | | | |
|---|------|---------|--------------------|
| 7 | 専用水道 | 市営西福益団地 | うきは市吉井町福益 78 番地 1 |
| 8 | 専用水道 | 市営新治団地 | うきは市吉井町新治 599 番地 1 |

(3) 検査頻度

別紙のとおり実施します。

5. 臨時の水質検査に関する事項

水道水が水質基準に適合しない恐れがある次のような場合は、臨時の水質検査を行います。

- (1) 水源の水質が著しく悪化した時
- (2) 水源に異常があった時
- (3) 水源付近、給水区域周辺等において消化器系感染症が流行している時
- (4) 浄水過程に異常があった時
- (5) その他、特に必要があると認められた時

6. 水質検査の方法

毎日検査項目、水質基準項目の検査は、国が定めた検査方法（水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法等）により行います。

水質基準項目及び臨時の水質検査業務については、水道法第 20 条第 3 項による厚生労働大臣登録機関に委託します。

7. 水質検査計画及び検査結果の公表

水質検査計画については、水道法の定めにより毎事業年度前に策定し、公表するとともに、検査結果についても公表します。

なお、公表の方法は、住環境建設課窓口にて公表します。

8. 関係者との連携について

水源等で水質汚染事故が発生した場合には、市市民生活課、市保健課、県保健福祉事務所、河川管理者である県土事務所等と情報交換を図りながら、連携した現地調査と適正な浄水方法を行い、水道水の安全確保に努めます。

お問い合わせ先 うきは市役所 住環境建設課 上下水道管理係
〒839 - 1393 福岡県うきは市吉井町新治 316 番地
電話：0943 - 75 - 4983（直通） Fax：0943 - 75 - 5509